



気になるこの用語

第4回

消費生活相談の周辺用語を取り上げ、やさしく解説します。

中村 新造 Nakamura Shinzo 弁護士

東京芝法律事務所。日弁連消費者問題対策委員会副委員長。共著に『お買い物で世界を変える』（岩波ブックレット、2016年）、『Q&A 振り込め詐欺救済法ガイドブック—口座凍結の手続と実践—』（民事法研究会、2013年）など。

探偵

消費者被害にあった友人が、インターネットで見つけた探偵業者に相談すると言っています。確かに、インターネットで調べたら、たくさんの探偵業者のホームページが出てきました。探偵なんてテレビの世界でしか見たことがありません。法律では、探偵とはどのようなものなのでしょうか。

はじめに

明智小五郎、シャーロックホームズ、金田一耕助、コナン……どの世代の人にもなじみのある探偵がいるのではないのでしょうか。このような物語の世界では、名探偵が警察も手をこまねく難事件を鮮やかに解決してくれます。しかし、実際に探偵に依頼したことがある人は少ないでしょう。今回は「探偵」とはどのようなものか、解説したいと思います。

探偵業務って何？

法では、「探偵業務」とは「他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き取り、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいう」とされています。このような「探偵業務」を営業（営利目的で反復継続すること）として行うことを「探偵業」といい、都道府県公安委員会に届出をして探偵業を営む者を「探偵業者」といいます（法2条）。

探偵業の適正化に関する法律

実は、日本には、探偵を規制する法律があります。「探偵業の業務の適正化に関する法律」（以下、法）というもので、2007年6月1日に施行されています*1。最近できた法律なのです。

探偵業者に当たらないもの

作家、著述家、フリージャーナリスト等が自らの報道、著作等の用に供する目的で行う取材活動、学者、研究者等が自らの学術調査活動の一環として行う調査等の活動、弁護士、公認会計士、税理士または弁理士が自ら受任した事務を行うために必要な活動については、自己の本来の業務のために調査を行うもので、「他人の依頼を受けて」行うものではないので、「探偵業者」には該当しません。

なぜ制定されたの？

法が制定される以前は、探偵業は個人情報にかかわる業務でありながら、法的規制がなされず、調査の対象者の秘密を利用した恐喝事件、違法な手段による調査、料金トラブル等の問題が指摘されていました。そのため、探偵業の運用の適正を図り、個人の権利利益の保護に資することを目的として、この法律が制定されたのです（法1条）。

研究調査機関が行う世論調査やアンケート調査は、不特定多数の者から特定の類型を基に対象者を抽出するものであり、対象者の個性を前

*1 「探偵業の業務の適正化に関する法律等の解釈運用基準」が2016年3月15日付けで定められています。本稿では、この解釈運用基準も参考としています。
http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/tantei/tantei_menu/tantei_gaiyo.files/tantei_kaisyaku.pdf



提としたものではなく「特定人」に関する調査とはいえないので探偵業務には該当しません。単に電話による問い合わせやインターネットを用いた情報の検索のみにより調査を行うだけの業務は、「実地の調査」を行うものではないので、探偵業務に該当しません。

実地の調査により個人の所在または行動についての情報を広く収集し、データベースを構築しておき、そのデータを依頼に応じて提供するような業務は、「依頼を受けて行う実地の調査」と「調査の結果の依頼者への報告」とが一体として行われていないので、探偵業務に該当しません。

探偵業者が守らなければならないこと

法は、探偵業者が守らなければならないことを細かく定めています。例えば、①営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出をしなければならない（法4条）②名義貸しをしてはいけない（法5条）③人の生活の平穏を害する等個人の権利利益を侵害してはならない（法6条）④依頼者から調査結果を違法行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない（法7条）、違法な行為のために用いられることを知ったときは探偵業務を行ってはならない（法9条1項）⑤探偵業務を探偵業者以外に委託してはならない（法9条2項）、⑥依頼者と契約締結しようとするときはあらかじめ、締結したときには遅滞なく、重要事項を説明しなければならない（法8条）⑦業務上知り得た秘密を漏らしてはならない（法10条）⑧従業員に対して必要な教育をしなければならない（法11条）⑨営業所ごとに従業員の名簿を備えなければならない（法12条）等です。

そして、もし探偵業者がこの法や他の法令の規定に違反した場合には、公安委員会は、必要

な措置を講じることを指示したり（法14条）、営業の停止を命じたりすることができます（法15条）。また、違反した場合には罰則も定められています（法16～20条）。

重要事項の説明とは

探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結したときは遅滞なく重要事項を記載した書面を交付しなければなりません（法8条2項）。

探偵と契約を結ぶ際に最も気になるのは、費用ではないでしょうか。そのため、法8条2項6号は「探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払われなければならない金銭の額並びにその支払の時期及び方法」を記載するよう定めています。この規定については、契約に係る探偵業務にかかる具体的な金額を確定しておくことが望ましいとされています。もし調査の結果や過程いかんによって金額が変動し得ることが契約において留保されている場合（成功報酬、実費費用など）であっても、かかり得る最大限の総額、その算出の基礎となる個別の料金設定等を詳細に明らかにする必要があります。

広告には気をつけましょう

探偵業者に関するトラブルの背景には広告の問題があると指摘されています*²。法律上、探偵業者ができるのは「調査」と「報告」だけです。相手と損害回復のための示談交渉等をすることはできません。それにもかかわらず、「返金可能」などとあたかも示談交渉ができるかのように広告している探偵業者も存在するのです。また、「国民生活センター」や「消費生活センター」と間違えてしまいそうな紛らわしい名称を付けているホームページも見受けられます。このような誤解を招きかねない広告をしている探偵業者には注意する必要があります。

*² 日本弁護士連合会「探偵業の業務の適正化に関する法律の改正を求める意見書」（2017年6月15日）
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion_170615.pdf